

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

- ニコングループの企業理念を踏まえ、誠実・真摯な姿勢で、株主に対する受託者責任、お客様、従業員、事業パートナー及び社会等のステークホルダーに対する責任を果たし、透明性の高い経営を行います。
- コーポレートガバナンス・コードの趣旨に則り、経営のさらなる効率化と透明性の向上、業務執行の監督機能の一層の強化により、ニコングループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-1-1 反対票の原因分析】

当社は、相当数の反対票が投じられた会社提案議案については、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を経営陣幹部が行い、株主との対話その他の対応の要否を検討しております。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、事業の円滑な推進および取引関係の強化・維持、財務活動の円滑化等の観点から、中長期的な視点で当社の企業価値を向上させるために必要な範囲で、いわゆる株式の政策保有を行うことがあります。重要な政策保有株式については、来年度より、配当を含めた経済合理性や将来の見通しの検証結果等を取締役会において定期的に報告・検証を行う予定であります。

また、当該株式の議決権行使については、株主価値および政策保有先の中長期的な企業価値の向上に資するか否かという視点にて、適切に行使いたします。

【補充原則2-2-1 行動準則の遵守確認】

当社では、行動準則の実践状況については、常勤取締役等を構成員とする企業倫理委員会においてレビューを行っておりますが、来年度より取締役会においても定期的にレビューを行う予定であります。

【補充原則2-3-1 サステナビリティをめぐる課題に対する取組み】

当社では、サステナビリティをめぐる課題の検討については、常勤取締役等を構成員とするCSR委員会において定期的に検討を行っておりますが、来年度より取締役会においても定期的に検討を行う予定であります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社の最高経営責任者等の後継者の計画的な育成については、当社が持続的成長を実現するうえでの最重要課題と位置づけ、取締役社長が責任を持ってこれを行い、社外取締役を含めた取締役会において監督しております。

【補充原則4-4-1 社外取締役との連携】

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の情報交換・認識共有】

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の経営陣との連携】

当社では、当社の重要課題についての検討会を開催し、社外役員を含むすべての取締役の間で情報を交換・共有することにより、取締役会において独立社外取締役が積極的に議論に参加できるように努めております。

【補充原則4-10-1 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

取締役の指名および執行役員の選任については、取締役会において各候補者の経歴、有する知見等について詳細な説明を行い、独立性のある社外取締役も交えて慎重に審議のうえ決定していることから、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。なお、監査等委員である取締役候補者の選任にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、これまでも取締役会全体の実効性向上のための検討を随時行うとともに、有用な提言を社外役員から受けております。今後も、より一層の実効性の向上を図るため、有効な分析・評価の手法等について検討を重ねてまいります。

【原則4-14 取締役のトレーニング】

【補充原則4-14-1 役員就任に当たっての必要な知識等の取得】

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニングの方針】

当社では、取締役の役割・責務にかかる理解をより深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に資するため、弁護士等の外部専門家を講師とした勉強会を、定期的かつ継続的に実施いたします。

また、社外取締役の知見の有効な活用および自由闊達で建設的な議論の促進を目的として、当社の重要課題についての検討会を定期的に開催し、社外取締役の当社の事業・財務・組織等への理解をより深め、適切なアドバイスを受けることができるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

開示が求められる各原則への当社の対応を含め、当社のコーポレートガバナンスへの考え方、基本方針を示した「ニコングループコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、以下のURLにて開示しております。

<http://www.nikon.co.jp/csr/governance/organization/guideline/index.htm>

なお、取締役の個々の略歴・選任理由は、定時株主総会招集ご通知に記載しています。第152期定時株主総会招集ご通知は以下のURLにて開示しております。

http://www.nikon.co.jp/ir/stock_info/meeting/index.htm

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,819,500	7.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	29,518,900	7.36
明治安田生命保険相互会社	19,537,483	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	10,308,200	2.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,378,357	1.84
株式会社常陽銀行	6,801,000	1.70
日本生命保険相互会社	6,709,681	1.67
BNYML -NON TREATY ACCOUNT	6,661,960	1.66
東京海上日動火災保険株式会社	6,041,944	1.51
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,481,000	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2016年7月6日付でブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者による株式大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
根岸秋男	他の会社の出身者								○			
上原治也	他の会社の出身者								△			
畑口紘	弁護士											
石原邦夫	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
根岸秋男		○	当社は、根岸秋男氏が代表執行役社長である明治安田生命保険相互会社から資金の借入れを行っており、また、当社は、明治安田生命保険相互会社に対し保険取引関係があります。なお、過去3年間ににおける同社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準を満たしております。	明治安田生命保険相互会社の代表執行役就任の経歴を持ち、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より経営全般に寄与するものと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担うことができると考えております。
上原治也	○	○	当社は、上原治也氏が最高顧問である三菱UFJ信託銀行株式会社から資金の借入れ等を行っております。なお、過去3年間ににおける同社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準を満たしております。	三菱UFJ信託銀行株式会社の代表取締役就任の経歴を持ち、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与するものと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担うことができると考えております。
				弁護士としてコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を有しており、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与する

畑口紘	○	○	双信電機株式会社社外取締役	ものと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担うことができると考えております。
石原邦夫	○	○	当社は、石原邦夫氏が相談役である東京海上日動火災保険株式会社と保険取引関係があります。なお、過去3年間における同社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準を満たしております。	東京海上日動火災保険株式会社等の代表取締役就任の経歴を持ち、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与するものと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担うことができると考えております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

- a) 監査等委員会運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、当社監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助する当社の使用人若干名を、専任の監査等委員会スタッフとして従事させます。
- b) 監査等委員会スタッフの人事異動、人事考課については、予め監査等委員会の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1. 監査等委員会と会計監査人の連携状況

監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、監査計画、監査報告をはじめ積極的な意見交換、情報交換を行い、監査の実効性確保に努めています。

2. 監査等委員会と内部監査部門の連携状況

当社は、2005年10月に内部監査部門として社長直轄の経営監査部を設置しました。ニコングループの各制度や業務遂行状況を法令順守や有効性・効率性の観点から監査を行っています。監査等委員会に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況やその監査結果の報告を行い、監査等委員会は必要に応じて経営監査部に調査を求めるなど、経営監査部と緊密な連携を保ちます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬審議委員会	6	6	3	2	1	0	社内取締役

補足説明

2016年3月期にかかる報酬制度から、報酬審議委員会に社外取締役を委員として加えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

2003年6月に経営の客観性・透明性の向上、業績と報酬との連動性強化を目的として報酬審議委員会を設置し、役員報酬体系及び関連諸制度の見直しを行うとともに、中長期業績に連動する株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。その後、株主価値並びに業績への連動性をより一層高めるべく、2007年、2011年に報酬体系を改め、2015年には中期業績に連動する業績連動型株式報酬制度を導入しております。

なお、新株予約権を株式報酬型ストックオプションとして割当てることに伴う報酬の上限額は、年額1億7,000万円(この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない)とし、業績連動型株式報酬制度の報酬の上限額は3年間で12億円(この金額には執行役員に付与する株式報酬を含む)としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明 更新

株主価値向上、業績向上に対するインセンティブを高めるための報酬の一部として、監査等委員を除く取締役(非業務執行取締役を除く)及び執行役員に対して付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役の報酬等の総額(2015年度分)
取締役(社外取締役を除く)支給人数9名支給額473百万円
監査役(社外監査役を除く)支給人数3名支給額50百万円
社外役員支給人数4名支給額40百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

役員報酬は、以下の基本的な事項を満たすように定める。

- ・企業価値および株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めること
- ・優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨すること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性が高いこと

2. 報酬体系および業績連動の仕組み

a) 常勤の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)および執行役員の報酬体系は、以下のもので構成され、また、報酬の配分比率は、役位・職責に応じて月例定額報酬と業績連動報酬の割合が変化する設計とする。

「月例定額報酬」

業績に連動しない金銭報酬とする。

「賞与」

単年度における当社全体および各担当部門の連結売上高、連結営業利益等の目標達成度および定性評価に基づき、標準支給額に対して0～200%の範囲で決定される金銭報酬とする。なお、標準支給額は連結営業利益の目標値が一定水準を下回る場合には減額調整される。

「業績連動型株式報酬」

株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、3年毎に設定する中期経営計画で提示する最終事

業年度の当社全体の連結売上高、連結営業利益等の目標達成度等に基づき、0～150%の範囲で決定される株式報酬とする。

「株式報酬型ストックオプション」

株主との価値共有および長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与される新株予約権とする。なお、株式の希薄化率が5%を超えない範囲内で実施するものとする。

b) 非常勤取締役及び社外取締役の報酬体系は、「月例定額報酬」のみとする。

3. 報酬水準および報酬額の決定方法

報酬審議委員会は、代表取締役、社外取締役および社外有識者若干名により構成され、役員報酬の方針策定、制度の検討、具体的算定方法などについて審議を行い、その審議結果に基づいて、監査等委員以外の取締役報酬については取締役会の決議、監査等委員である取締役報酬については監査等委員会での協議によってそれぞれ決定する。

【社外取締役のサポート体制】

その他の取締役に對するものと同様な体制としています。具体的には、秘書室等を通じて各役員に必要な情報を送付するとともに各役員からの情報も秘書室等を通じて、関係部署へ遺漏なく伝達される体制となっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 現状のガバナンス体制の概要

ア) 取締役会

a) 取締役会の役割

取締役会は、法令および定款に定められた事項、ならびにニコングループの重要事項について意思決定し、取締役の業務執行の監督を行います。

当社では、経営陣への委任の範囲を明確化し、経営陣による迅速な意思決定と業務執行を可能とするため、取締役会付議報告基準において、取締役会に付議すべき事項を具体的に定めます。例えば、経営の基本方針、中期経営計画、年度計画、内部統制システムの基本方針、一定の金額水準を超える投融資等の重要な業務執行の決定については、取締役会で行うこととします。

b) 取締役会の構成・規模

取締役会は、その実効性を確保するための適切な員数を維持します。ニコングループの事業に関する深い知見を有する取締役に加えて、財務・会計、法令順守等に関する多様な知識・経験を備えた取締役も含め、全体としてバランスのとれた構成とします。また、取締役会の監督機能をより強化するため、独立性を有する社外取締役を2名以上選任します。

c) 取締役会の運営・情報入手・支援体制

当社は、取締役に對して、その役割および責務を実効的に果たすことができるよう、適切かつ必要な情報提供に努めます。また、取締役会においては、建設的な議論や意見交換が可能となるよう、取締役会出席者への関連資料の事前配付、また、必要に応じて社外取締役への事前説明を実施します。

d) 取締役会の実効性の分析

当社は、これまでも取締役会全体の実効性向上のための検討を随時行うとともに、有用な提言を社外役員から受けております。今後も、より一層の実効性の向上を図るため、有効な分析・評価の手法等について検討を重ねてまいります。

イ) 監査等委員会

a) 監査等委員会の役割

監査等委員会は、監査等委員以外の取締役・執行役員の業務執行状況を監査・監督します。そのため、監査等委員は取締役会、経営委員会等の重要会議へ定期的に出席し、経営および取締役に對する監査・監督を行います。

b) 監査等委員会の構成・規模

監査等委員会は、定款に定める5名以内の範囲で、実効性の高い監査・監督の実現のための適切な員数を維持します。また、監査体制の独立性および中立性を一層高めるため、その過半数を、独立性を有する社外取締役に構成します。

2015年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：松本仁、井出正弘、永山晴子、宇治川雄士

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士8名、日本公認会計士協会準会員6名、その他11名

2. 監査等委員会の機能強化に向けた取り組み状況

監査等委員会の機能を強化するため、以下の取り組みを行っています。

ア) 独立性を有する監査等委員である社外取締役3名を選任しています。それぞれ他社における経営者もしくは弁護士としての豊富な知識・経験を有しており、十分な監査・監督機能を発揮することを期待しております。

イ) 常勤監査等委員である取締役橋爪規夫氏は、当社の経理担当役員としての経歴を有しており、また、常勤監査等委員である取締役藤生孝一氏は、当社の経理部門における長年の経歴を有しており、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

ウ) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a) 監査等委員会運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、当社監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助する当社の使用人若干名を、専任の監査等委員会スタッフとして従事させます。

b) 監査等委員会スタッフの人事異動、人事考課については、予め監査等委員会の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保します。

エ) グループの取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a) 当社の監査等委員は、重要な会議に出席し、グループの経営状態・意思決定プロセスについて常に把握する機会を確保します。

b) 当社の監査等委員会に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口へ寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査等委員会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制を整備します。

c) 当社の監査等委員会に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行い、当社の監査等委員会は必要に応じて経営監査部に調査を求めます。

d) 報告相談窓口である「倫理ホットライン」に報告した者への報復行為を禁ずる規定を「倫理ホットライン運用規程」に置くなど、当社の監査等委員会への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保します。

オ) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員の監査費用については、一定の年間予算を設け、監査に必要な費用は予算を超過する場合であっても法令に則り当社が支払います。さらに、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払います。

カ) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a) 当社の監査等委員会の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべ

き課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行います。
b) 当社の監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由
当社では、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置付けており、株主に対する受託者責任、お客様、従業員、事業パートナーおよび社会等のステークホルダーに対する責任を果たし、透明性の高い経営を行います。また、経営のさらなる効率化と透明性の向上、業務執行の監督機能の一層の強化により、ニコングループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。
このような考え方にに基づき、当社は、平成28年6月29日より、取締役会が実効性の高い監督を行うとともに、重要な業務執行の一部を業務執行取締役委任することを可能とする「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。
2. 社外取締役の役割・機能
他社における経営者としての豊富な知識・経験等を有する、或いは、弁護士としての専門知識・経験等を有する各氏が、業務執行から独立した公正な客観的立場で経営監督機能を担っています。各氏の役割である大局的な見地に基づく意見表明等は、当社の企業理念である「信頼と創造」の実現のために貴重です。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主へ議案等を周知するため、3週間前に発送を行っています。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性向上のため、電磁的方法による議決権の行使に対応しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の利便性向上のため、議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文版を作成しています。
その他	・ホームページ上に招集通知(和文・英文)を掲載しています。 ・招集通知発送後、議決権行使を促進する葉書を送付しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上でIR情報開示方針を公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表者による決算説明会もしくは電話会議を四半期ごとに開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米、欧州及びアジアにおいて説明を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家情報として下記URLを設け、トップメッセージ、決算情報、有価証券報告書、統合報告書等を広く開示しています。 http://www.nikon.co.jp/ir/index.htm	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ニコンCSR憲章」のもと、健全かつ公正な企業活動を行い、ステークホルダーからの信頼を得るように努めております。
	当社は従前より社会的責任経営を重視しており、グループ全体でCSR活動を推進すべく2006年にCSR委員会を設置し、2007年4月には、『ニコンCSR憲章』を制定するとともに国連グロー

環境保全活動、CSR活動等の実施	バル・コンパクトに賛同し、活動を進めています。また、毎年報告書を作成し、取組みの進捗に関する情報をステークホルダーの皆様へ、積極的に開示しています。2016年版からは、社会の持続可能な発展へ貢献していくという意志を明確に示すため、名称を「サステナビリティ報告書」に変更します。環境管理体制につきましては、1992年に『ニコン環境管理基本方針』を制定し、健全な環境を次世代に引き継ぎ、社会の持続的発展を可能にするため、環境保全活動を進めています。具体的には、環境委員会を設置してグループ各社へ広く環境活動を展開するとともに、報告書の中で、各事業所が及ぼす環境への影響とその対策について、情報を開示しています。2015年は、低炭素社会、資源循環型社会、健康で安全な社会の実現をめざし、長期環境ビジョンと中期環境目標を新たに策定しました。 なお、国際的な統合報告の重要性の高まりを鑑み、業績や戦略、事業概況などの財務面と、CSR活動やコーポレート・ガバナンスなどの非財務面とを統合した報告をめざし、2014年よりこれまでの「アニュアルレポート」を改編し、「ニコン レポート」として発行しています。
その他	当社役員（取締役）への女性登用は、14名中0名です。 当社では、ダイバーシティ活動の一環として女性活躍の推進に注力し、仕事と育児の両立を支援する環境整備や、管理職・女性社員を対象とした研修による意識改革などを行ってまいりましたが、本年5月、「女性活躍推進法」の趣旨に基づき、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業として、厚生労働大臣から「えるぼし（2段階目）」の認定を受けることができました。 また、2016年4月からは、2020年3月31日までの期間における定期採用者の女性比率を25%以上とするとともに、女性管理職者を110名（現在から倍増）とする目標数値を設定しました。今後も、メンタープログラムやリーダー育成研修等のキャリア形成そのものの支援に注力するなどにより、目標の達成に努めていきます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化を進めることが重要であり、その実効性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。すなわち、当社及び当社子会社（以下「グループ」と記載します）における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、資産の保全を図ることが重要な経営責任であると認識し、これに沿った諸制度、組織等の体制を整備・充実させ、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

1. グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) グループの社会的責任に対する基本姿勢を示す「ニコンCSR憲章」を制定し、また、グループの役職員が法令や社内規程に従いつつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるよう「ニコン行動規範」にて基準を明確にすることなどにより、グループの役職員への企業倫理意識の浸透・定着を図ります。
- (2) 社会的責任経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発、活動監視を目的とした「CSR委員会」を設置し、その傘下において「企業倫理委員会」が、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定常的に行います。また、CSR推進部がグループのCSRを、総務部がコンプライアンスに関する活動を統括し、推進します。
- (3) 反社会的勢力の排除に関しては、その方針・基準を「ニコンCSR憲章」及び「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築します。
- (4) グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めます。
- (5) グループの業務遂行が、法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部監査部門として経営監査部を設置し、内部監査を行います。
- (6) 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正し、グループ内のコンプライアンスを徹底するために、「倫理ホットライン」などの報告相談窓口をグループ各社に設置し、運用します。

2. グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び国内子会社においては、執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ります。
- (2) 組織的かつ効率的な業務遂行のために、グループにおいて各組織並びに役職位の責任と権限の体系を明確にした権限規程を制定します。
- (3) 当社の取締役がグループの意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、「経営委員会」、「事業課題検討会議」、各種委員会等の機関を設置します。この内、「経営委員会」は、常勤取締役等から構成され、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、全般的な業務執行方針、会社全般の内部統制に関する事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、各部署より重要事項の報告を受けております。
- (4) 企業理念である「信頼と創造」の下、グループの経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、施策として展開・具体化します。年度計画目標の達成に向けては、事業部制によって事業運営を行い、定期的に開催する「事業課題検討会議」において事業上の課題及び対応を検討します。また、「業績評価制度」に基づいて年度計画目標の達成度を評価・確認します。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」「経営委員会規則」「ニコングループ情報管理規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。
- (2) 情報の保護については、社長直轄の情報セキュリティ推進本部を設置しグループ全体の情報管理を一元的に統括するなど体制の整備・強化に努めます。また、グループ共通の規程を整備し、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置等について役職員に対し周知・徹底を図ります。

4. グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めます。
- (2) 企業倫理、個人情報保護、環境管理、品質管理、輸出管理、インサイダー取引の未然防止、防災対応の各分野を中心に規程・マニュアルを整備し、グループにおける損失防止の管理体制を強化します。
- (3) 内部監査部門である経営監査部がグループのリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報

告し、改善策が講じられる体制を整備します。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の重要な事項については当社への報告、当社での裁決等がなされる体制を整備します。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、当社監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助する当社の使用人若干名を、専任の監査等委員会スタッフとして従事させます。
(2) 監査等委員会スタッフの人事異動、人事考課については、予め監査等委員会の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保します。

7. グループの取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社の監査等委員は、重要な会議に出席し、グループの経営状態・意思決定プロセスについて常に把握する機会を確保します。
(2) 当社の監査等委員会に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査等委員会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制を整備します。
(3) 当社の監査等委員会に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行い、当社の監査等委員会は必要に応じて経営監査部に調査を求めます。
(4) 報告相談窓口である「倫理ホットライン」に報告した者への報復行為を禁ずる規定を「倫理ホットライン運用規程」に置くなど、当社の監査等委員会への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保します。

8. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員の監査費用については、一定の年間予算を設け、監査に必要な費用は予算を超過する場合であっても法令に則り当社が支払います。さらに、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払います。

9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社の監査等委員会の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行います。
(2) 当社の監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関しては、その方針・基準を「ニコンCSR憲章」及び「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

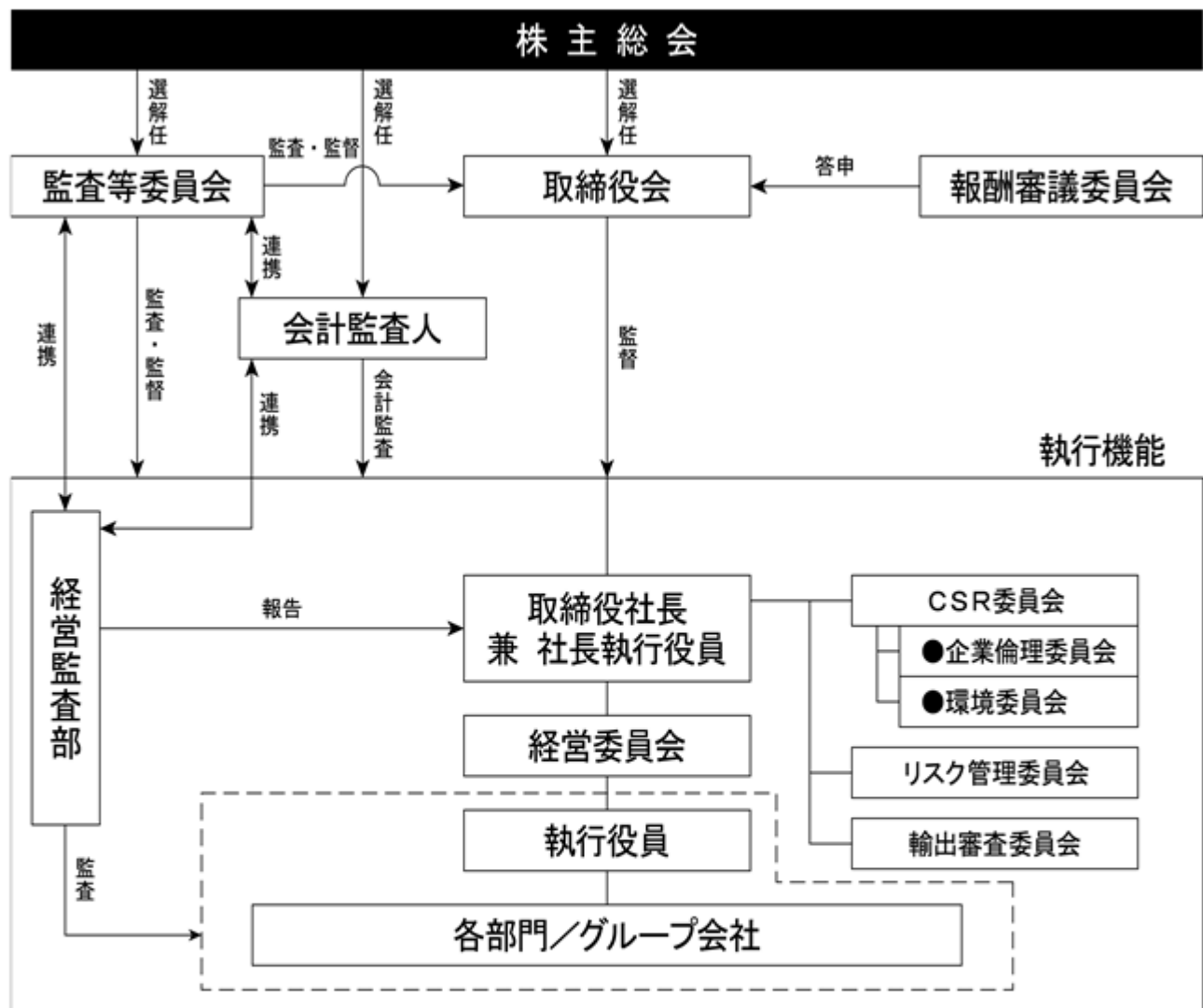
当社では、ステークホルダーの方々の視点に立ち、信頼性を確保することの重要性を認識して、適時適切かつ公平に会社情報を開示するよう努めております。業務遂行にあたっては、関係法令、社内諸規則を遵守し誠実に取り組むことを徹底し、今後も適時開示にかかる体制の向上に鋭意努力してまいります。

1. 開示情報の収集について
経営に重大な影響を与える事実等の情報を迅速に把握、責任者に報告する仕組みを社内規程、体制を通して実現しています。当社では、ニコングループの経営と業務執行に関する意思決定機関として「経営委員会」を設け、毎週開催しています。ここでは、グループ経営全般から各部門各社での業務に至るまで、適時開示規則により開示が求められる決定事実、発生事実、決算、連結子会社に関する情報を網羅した付議基準に従って審議あるいは報告を行っています。その中で重要な案件については、取締役会において決議・報告を行っています。
この他にも、事業活動に関する定期的な報告会や、ITを利用したシステムにより随時必要な経営情報が収集把握できるようになっています。

2. 開示情報の公表について
情報開示担当部門は広報・IR部としています。当該情報に対し適時開示が必要か否かについては、経営委員会の事務局である経営戦略本部企画部が財務・経理本部、広報・IR部、総務部及び当該案件担当部門と検討します。重要な決定事実、決算に関する情報については、経営委員会・取締役会での決議後迅速に適時開示を行います。重要な発生事実については、経営委員会・取締役会（臨時開催を含む）への報告後遅滞なく適時開示を行います。

なお、金融商品取引法が禁止するインサイダー取引の発生を未然に防止するため、ニコングループ各社の業務に従事する者が、その職務に関して当社を含む上場会社等の未公表の重要事実等を知った場合における、株式の売買等に関する自主規制ルール並びに情報管理のルールを「ニコングループインサイダー取引防止規程」において定め、周知徹底を図っています。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要(模式図)】

